## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年 9月27日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 9月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 5 件

ての世: 5 件				
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	燃料プール冷却浄化系燃料プール散水管入口弁点検において、弁シートとシート格納部にずれが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	4号機	原子炉手動操作系の制御棒選択押しボタン操作において、制御棒(18-03)を選択できない事象が認められたため、当該押しボタンを点検・修理。	GⅢ	
3	1·2号廃棄物 処理設備	原子炉冷却材浄化系使用済樹脂沈降分離槽Aにおいて、液位検出器の動作不良が認められたため、 当該検出器を点検・修理。	GⅢ	
4	1·2号廃棄物 処理設備	濃縮廃液タンクA液位上昇調査において、濃縮廃液ポンプAのメカニカルシール不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理。	GⅢ	
5	3·4号廃棄物 処理設備	固化系温水器A加熱蒸気圧力調節入口弁の浸透探傷検査において、弁座に指示模様が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	